

令和8年3月12日

アスファルト混合物事前審査制度における審査事務局の指定期間の変更について

標記について、令和3年2月5日付でアスファルト混合物事前審査制度における審査事務局として指定しているところだが、指定期間について下記のとおり変更する。

記

アスファルト混合物事前審査事務局：（一社）日本道路建設業協会 中部支部

指定期間：（変更前）令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（変更後）令和3年4月1日から令和9年3月31日までとする。

以上